＜特例の対象となる行為の一覧＞

■自然公園法（国立・国定公園）（１／２）

条項		種別	規制行為等
第 20 条 （特別地域）	第３項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸木竹の伐採 ▸木竹の損傷（指定区域内） ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▸汚水、廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▸広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▸屋外における物の集積・貯蔵（指定物） ▸水面の埋立て、干拓 ▸土地の形状変更 ▸木竹以外の植物の採取・損傷（指定種） ▸植物の植栽・播種（指定区域内・指定種） ▸動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷（指定種） ▸動物の放出（指定区域内・指定種） ▸屋根・壁面等の色彩の変更 ▸湿原等への立入り（指定区域内・指定期間内） ▸車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内）
第 21 条 （特別保護地区）	第３項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸木竹の伐採・損傷・植栽 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▸汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▸広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▸屋外における物の集積・貯蔵 ▸水面の埋立て、干拓 ▸土地の形状変更 ▸火入れ、たき火 ▸木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取 ▸木竹以外の植物の植栽・播種 ▸動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ▸動物の放出 ▸屋根・壁面等の色彩の変更 ▸湿原等への立入り（指定区域内・指定期間内） ▸車馬・動力船の使用、航空機の着陸

■自然公園法（国立・国定公園）（２／２）

条項		種別	規制行為等
第 22 条 （海域公園地区）	第３項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▸動植物の捕獲・殺傷・採取・損傷（指定区域内・指定種） ▸海面の埋立て、干拓 ▸海底の形状変更 ▸物の係留 ▸汚水・廃水の排水設備を設けての排出 ▸動力船の使用（指定区域内・指定期間内）
第 33 条 （普通地域）	第１項	届出	▸工作物の新築・改築・増築（一定規模以上） ▸特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▸広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▸水面の埋立て、干拓 ▸鉱物の掘採、土石の採取（海域については、海域公園地区の周辺 1km のみ） ▸土地の形状変更 ▸海底の形状変更（海域公園地区の周辺 1km のみ）

■自然環境保全法（自然環境保全地域）

条項		種別	規制行為等
第 25 条 （特別地区）	第４項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸土地の形質変更 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸水面の埋立て、干拓 ▸河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▸木竹の伐採 ▸木竹の損傷（指定区域内） ▸植物の植栽・播種（指定区域内・指定種） ▸動物の放出（指定区域内・指定種） ▸汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▸車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内）
第 27 条 （海域特別地区）	第３項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸海底の形質変更 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸海面の埋立て、干拓 ▸動植物の捕獲・殺傷・採取・損傷（指定区域内・指定種） ▸物の係留 ▸動力船の使用（指定区域内・指定期間内）
第 28 条 （普通地区）	第１項	届出	▸工作物の新築・改築・増築（一定規模以上） ▸土地（海底を含む）の形質変更 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸水面の埋立て、干拓 ▸特別地区内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為
第 30 条において読み替えて準用する第 21 条 （地方公共団体による行為）	第１項	同意	▸第 25 条第４項及び第 27 条第３項の許可を要する行為に該当するもの限る。

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区）

条項		種別	規制行為等
第 37 条 （管理地区）	第４項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸土地（水底を含む）の形質変更 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸水面の埋立て、干拓 ▸河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▸木竹の伐採 ▸動植物の種の個体等の捕獲等 ▸汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▸車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内） ▸動植物の放出・植栽・播種（指定種） ▸物質の散布（指定物） ▸火入れ、たき火 ▸動植物の観察（指定方法）
第 39 条 （監視地区）	第１項	届出	▸工作物の新築・改築・増築 ▸土地（水底を含む）の形質変更 ▸鉱物の掘採、土石の採取 ▸水面の埋立て、干拓 ▸河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為
第 54 条 （地方公共団体による行為）	第２項	同意	▸第 37 条第４項の許可を要する行為に該当するものに限る。

■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区）

条項		種別	規制行為
第 29 条 （特別保護地区）	第１項	許可	▸工作物の新築・改築・増築 ▸水面の埋立て、干拓 ▸木竹の伐採 ▸木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取（指定区域内） ▸動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷（指定区域内） ▸火入れ、たき火（指定区域内） ▸車馬・動力船の使用（指定区域内） ▸動物の持込み（指定区域内） ▸撮影・録画・録音、動植物の観察（指定区域内・指定方法）

■森林法（地域森林計画の対象となっている民有林）

条項		種別	規制行為
第 10 条の８	第１項	届出	▸立木の伐採

■都市緑地法（特別緑地保全区、緑地保全地域）

<table>
<tr><th colspan="2">条項</th><th>種別</th><th>規制行為等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第８条
（緑地保全地域）</td><td>第１項</td><td>届出</td><td>▸建築物その他の工作物の新築・改築・増築
▸宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更
▸木竹の伐採
▸水面の埋立て、干拓</td></tr>
<tr><td>第７項
後　段</td><td>通知</td><td>▸地方公共団体が行う行為（第１項の届出を要する行為）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第 14 条
（特別緑地
保全地区）</td><td>第１項</td><td>許可</td><td>▸建築物その他の工作物の新築・改築・増築
▸宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更
▸木竹の伐採
▸水面の埋立て、干拓</td></tr>
<tr><td>第４項</td><td>通知</td><td>▸政令で定める行為（工作物の新築・改築・増築等）</td></tr>
<tr><td>第８項
後　段</td><td>協議</td><td>▸地方公共団体が行う行為（第１項の許可を要する行為）</td></tr>
</table>